

令和4年10月21日
県土整備部都市整備局建築指導課
043(223)3183

令和4年度違反建築防止週間における 一斉公開建築パトロールの実施結果について

10月17日(月)に、県内29市の区域において、県、市、関係行政機関及び建築関係団体により、工事中の建築物、建築物の敷地に立ち入り、一斉公開建築パトロールを実施しました。その結果、345棟に立ち入り、違反はありませんでした。

県民・事業者の皆様におかれましては、建物を建てる場合は、建築基準法などの法令で定める基準や手続きを守り、適正に工事を進めましょう。また、工事が完了したときは、その建物が法令に基づいた安全なものであるか検査を受けることが義務付けられています。必ず検査を受けましょう。

1 実施区域

建築パトロールの実施区域は以下の29市

- (1) 特定行政庁の区域
(建築確認業務の全てを行う市)
千葉市、市川市、船橋市、松戸市、柏市、市原市、佐倉市、
八千代市、我孫子市、浦安市、習志野市、木更津市、
流山市及び成田市 14市
- (2) 限定特定行政庁の区域
(建築確認業務の一部を行う市)
鎌ヶ谷市、野田市、君津市、茂原市、四街道市、
白井市及び印西市 7市
- (3) その他実施市の区域
(県が建築確認業務の全てを行う区域)
富里市、香取市、銚子市、旭市、山武市、
いすみ市、館山市及び鴨川市 8市

2 実施体制

県及び関係市が主体となり、関係行政機関^{※1}及び建築関係団体^{※2}に協力を得て、建築パトロールを36班158名により実施しました。

3 実施結果

- (1) 立ち入り棟数 345棟
- (2) 違反棟数 0棟

※1 関係行政機関とは、消防及び警察です。

※2 日頃より違反建築対策にご協力いただいている千葉県建築士会及び千葉県建築士事務所協会から、一斉公開建築パトロールへ34名の方に参加いただきました。